

平成26年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成26年9月5日
午前9時00分 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (15名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	小野隆雄
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男
15番	木田守彦		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 寺田良信 係長 大塚美季

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	乾善亮
総務課長	黒崎益範	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	加藤恵三
住民生活部長	植村俊彦	福祉課長	本庄徳光
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	岡村ひとみ
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	佃田眞規
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は15名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、2番、小林議員の一般質問をお受けいたします。

2番、小林議員。

○2番（小林誠君） おはようございます。

それでは、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1つ目の地域の活性化について、（1）の地域の住民の提案を生かす行政について。これはですね、斑鳩町が今、取り組んでおられる協働のまちづくりの中の住民提案型事業について質問させていただきます。

総務省が積極的に展開してきた新しい公共の創出という概念も、民間でできることは民間で、そして公助の前に共助、共助の前に自助という発想に基づいて考えますと、まちづくりの主役が住民であると説明される背景には、住民が納税者で主権者であるからではなく、まちづくりそのものが町民が第一義的に中心になって推し進めるべきものであるという理解が想定されています。しかし、今、町のほうで協働のまちづくりが進むにつれてですね、町民や各種団体の中には、財政が厳しいから、住民ニーズの多様化に行政サービスだけでは対応できなくなってきたから町民の行政への協働参画が推進された、押しつけられたという思いをお持ちの方がおられてびっくりしております。

そうではなくて、財政の状況のよしあしにかかわらず、住民が主体的にまちづくりに取り組み、その補完を行政が行うという発想を私たちは自然に持つべきなんですよとご説明をさせていただいております。これからの時代は、何事も行政主導で実践された高度経済成長の時代とは異なり、今日の自治体運営は役所と住民との連携が大前提であり、町民が主体的に多様な地域の課題や社会的課題の解決、地域の活性化につながる住民提案型事業を早期に創設していただきたいと考えますが、町のほうはいつごろの事業開始を考えて準備しておられるのかお伺いします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ただいま質問者がおっしゃいましたように、本町では現在、多様化する住民ニーズに対応するため、住民、NPO、ボランティア団体、事業者などの

多様な主体と行政とがともに連携、協力してさまざまな社会サービスを提供できるよう協働のまちづくりを進めているところでございます。

これを実現するためには、社会サービスの担い手となる主体の支援や育成が必要となりますことから、協働のまちづくりの支援制度の1つとして、活動企画を募集し、すぐれた活動に対して補助金の交付を行うなど、新たなチャレンジを応援する活動提案制度の創設を図る旨を、ことし2月に策定をいたしました斑鳩町協働のまちづくり指針にも記載をしております。

今後はこの活動提案制度の制度設計を進めまして、できるだけ早期に制度の運用を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） できるだけ早期にお答えをいただきました。この事例についてですね、先進地のほうを、先にこの事業をされておられる地域のほうを見させていただきますとですね、住民さんになかなか理解されるまで、事業採択されるまで時間がかかるような制度の仕組みですのでね、町民にとってなかなか難しいのはですね、公共的、公益的な事業で住民満足度も高い事業を適正な予算の見積もりでいきなり提案できるかという、私もなかなか難しいというふうに考えます。この制度の確立には、しっかりと行政の支援体制が必要でありますのでね、今、ようやく斑鳩町のほうで協働のまちづくりが行われておりますけれども、早い段階からこの事業を知っていただき町民に周知される事業になるように、よろしく願いをいたします。

また、町民がですね、積極的にまちづくりの政策に関与する上で重要なことは、町民が自分の自治体について正確な現状を理解しているかということが重要になると私は考えます。特に財政情報について理解しているかが大事だと。このことについては、この重要性については国のほうでも言っています。行政から住民への積極的な情報開示に関する施策が諸施策の推進に重要な前提となると。斑鳩町では積極的に情報開示をしていると思っておりますが、それを理解してもらう努力についてはどうでしょうか。これからの協働のまちづくりや公共施設の総合的な管理において、財政情報を理解することは大変重要です。ぜひ協働のまちづくりの推進にあわせて、町民にですね、斑鳩町の財政を少しでも理解してもらう努力を理事者に要望させていただきます。

続きまして、2番目の空き家の有効活用について。ここでの空き家の定義はですね、今、町が把握しています適正に管理されていない空き家だけにとどまらず、有効活用できる可能性のある全ての空き家のことを意味します。なお、今からですね、空き家の有

効活用について質問させていただきますけれども、地域の活性化や協働のまちづくりからの視点と財政面から視点で質問をさせていただきます。

まず、地域の活性化、協働のまちづくりからの視点でお尋ねをさせていただきます。

私たちが住んでいる、自分たちが住んでいる地域に身近にある空き家が地域コミュニティ形成の拠点となり、地域にかかわるスタート拠点、住民が気軽に集えるたまり場、近所の子育て世代の憩いの場、お年寄りと子どもたちの多世代交流の場としては最適であると私は考えます。事業内容によっては公民館や地域交流館などの大きな公共施設を活用するのが最適な事業もあるでしょうが、生き生きプラザや公民館でいい事業を行っていてもですね、そこまで遠いから参加できない、交通手段がない、遠くて参加するのが面倒な人もたくさんおられます。

今後、多様な活動拠点の場となる施設の候補としては空き家の活用が有効な手段だと考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 今後、協働のまちづくりを進めていく上では、住民や住民活動団体からの相談、あるいは問い合わせに対する対応や住民活動団体間の交流の場として活動拠点を確保していく必要がありますことから、斑鳩町協働のまちづくり指針及び斑鳩町協働のまちづくり条例におきまして多様な活動拠点の確保をしていく方針を掲げているところでございます。

こうした中、空き家を住民活動団体の活動拠点として活用することはできないかというご提案についてでございますが、実現に当たっては、活動拠点として利用することについて、空き家の所有者や管理者の同意が得られていること、また、空き家を活動拠点として利用する上で、立地及び規模が使用する側のニーズに合致していることという条件が整う必要がございますが、空き家の有効活用という観点から効果的であると思われるので、今後、総合的な空き家対策のシステムづくりの中で検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） ご答弁いただきましたようにですね、空き家の有効活用にはたくさん課題があると私も認識をしております。しかし、それらの課題をですね、早急に克服していかなければいけない地域があるのではないかと考えています。私は、この狭い斑鳩町内でも地域格差、自治会格差が起きていると感じています。近くに公共施設がない、もしくは遠い、行くのが不便で地域で自治会館もない地域にとってはですね、空き

家の活用がその地域のコミュニティーの確保やその地域の活性化に有効な手段であると考えていますので、ぜひ空き家を有効活用する制度の早期創設をお願いさせていただきます。

では次に、財政面からの視点で空き家の有効活用についてお伺いをさせていただきます。

斑鳩町には、地域コミュニティーを守る観点から地域交流館の建設が検討されています。建設候補地域での合意で協力を得て地域交流館を建設することができるならと、私は町の方針に賛成をしております。

今回はですね、この空き家がですね、地域コミュニティーや地域自治会の活性化の役割を果たすならば、地域交流館のかわりにならないのかと提起させていただきます。地域交流館1か所で、1億数千万円の費用で、空き家が何か所その地域に活用可能になるのかはわかりませんが、一度町民に提起してみてもいいでしょうか。候補地に挙がっている地域住民がですね、時間をかけてゆっくりと検討してはどうか。自分の家の近くに立派な公民館ができて便利になり、行事にも今まで以上に参加しやすくなるでしょう。しかし、本当にそれほど大きな施設でなければいけないのか。新たなインフラ資産が今後の財政に及ぼす影響を知った上で要望をすることがこれからの時代は必要だと考えます。

町にいただいた資料によりますと、平成30年度には斑鳩町の財政調整基金が底をつき、財政の硬直性、弾力性を判断する経常収支比率が100%を超えます。国保の赤字5億円の補填をどうするかということも考えていかなければいけません。また、総務省方式改定モデルでは、24年度の決算で、将来の子どもや孫へのつけに相当する普通会計貸借対照表のその他一般会計等でマイナス約40億円が計上されている現状。この中にですね、町のもらった資料にはですね、この中の臨時財政対策債は地方交付税によって充当されると説明はされていますけれども、地方交付税の財源は主要な国税5税のおよそ30%と決まっているのなら、これからの時代、普通交付税の財源には一定の制限があり、その中で、やりくりで臨時財政対策債への充当が行われるわけであるのなら、普通交付税の配分財源はその充当に応じて減額していくはずであります。そう理解するのが正しい認識ではないのでしょうか。

私は、以上のような考えから、地域交流館建設候補地の合意、協力を得て建設することにも賛成ではありますが、空き家を活用する選択肢も含めて検討してみてもいいかと考えますけれども、町の見解についてお伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） この地域交流館につきましては、広域的な自治会を対象とした地域住民の活動拠点、地域コミュニティーということで整備を進めていこうとしておりますので、この地域交流館とこの一般的な戸建ての住宅とといいますか、その空き地とは規模が大きく違いますので、空き家を活用して地域交流館の代替とすることについては、財政的なことも今、質問者おっしゃいましたけれども、難しいのではないかと考えております。

しかしながら、それぞれの自治会の集会所の施設として空き家を活用される場合には、この斑鳩町地域集会所施設整備費等補助金交付要綱に基づきまして、賃借料を補助対象として補助金を交付する事業を実施しておりますので、そういった場合はこの制度を活用していただきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 私もですね、地域交流館の規模と何か所の空き家がそこで活用できればそれに代替することが、その機能を、かわりにその機能を果たすことができるのかと言われればなかなか難しい、私もわかりませんが、考えるには、検討するには値することなのかな、今後の財政を考えていく上でですね、検討するには値することなのかなというふうに考えます。

私も、本来空き家はですね、地域集会所施設整備費等補助金で活用するべきだとも、自治会としての自治会館とするならば、その補助金を活用するべきだと今まで考えてきましたけれども、今後、やはりこのようにふえ続ける空き家対策、協働のまちづくりの拠点としての推進、地域交流館の建設に関連してですね、今後はいろいろな活用方法を研究していかなければいけないと私は感じています。私は、何度も言いますが、私も反対しているわけじゃなくてですね、地域交流館の建設にですね、町の方針には賛成をしております。ただ、地元との協議においては、財政的な説明をですね、これからの時代、理事者側にはですね、しっかりと説明をしていただきたい。将来世代に負担の少ない協働のまちづくりの拠点、地域が活性化する活動拠点の整備をお願いさせていただきまして、次の質問に移らせていただきます。

次の質問、これからの斑鳩を担う若い世代の参画についてというふうに書かせていただきました。その1つ目、まず、若い世代の投票率についてお伺いをしていきたいと思っております。

私は、若者の投票率を向上させる必要があると考えています。なぜならば、若いうち

から地域に関心を向け、生涯を通じて地域にかかわり続けてもらい、若い世代までを含めた多様な価値観を持つ目をですね、選挙に向けることがよりよい斑鳩をつくることになるからと考えています。

では、斑鳩町はですね、若者の投票率が低い理由をどのように分析しているのか、また、投票率向上に向けてどのような取り組みをされているのかをお伺いさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 黒崎選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（黒崎益範君） 若年層における投票率についてのお尋ねでございますが、平成24年12月16日に執行された第46回衆議院議員総選挙における奈良県全体の投票率は63.14%となっており、年齢別の投票率では、奈良県の各市町村の投票区における抽出調査の結果、20歳代の投票率は44.44%で、各年代の投票率の中でも最低の数字となっております。

若年層が投票に行かない理由として、政治的なものへの関心が低い、投票へ行っても政治にどのように結びつくのかわからない、投票したい人がわからないなどが挙げられます。

一方、去る第186回国会において国民投票の投票権年齢が改正され、施行後4年経過後に満18歳以上となる見込みであることから、若年層における選挙啓発の重要性はますます高まっているものと考えられております。

こうしたことから、現在当町において実施をいたしております成人式での啓発に加え、義務教育の中での啓発など、世代に応じたさまざまな啓発活動の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 世論調査によりますとですね、今お答えいただいた、投票率が低い理由はお答えいただいたような感じになっているみたいです。若者たちがですね、投票する動機、働きかけが少ないからといったことが一番の原因になっているようですね。そしてですね、投票に行った方にですね、なぜ投票に行きましたかというこのことを年代別に聞いてみるとですね、年代が上がるにつれてふえるのがですね、職場や知人などから投票を依頼されたという世間のしがらみが理由だそうです。これを最近知りまして、そういう理由ならば若者たちが投票に行かないということは年配の方よりもしがらみが少ないということならば、若者たちは悪くないのかなというふうに思っています。何か大人のせいなのかなというふうに反省しました。私の立場からは、やはり政策を決定し

ている議会の重要さを知ってもらい投票に行ってもらおう働きかけが足りなかったと反省しています。

ただですね、役場のほうも努力が足りないのではないかと思います。もっと住んでいる町のことに關心を持ってもらう努力が、役場サイドからの働きかけが少ないからも1つの要因だというふうに考えています。

若い人にこそ投票に参加してほしいという雰囲気です、これからは斑鳩町全体でつくり、若い人が社会参加するきっかけを、環境をつくる必要があると考えます。

また、成人式での啓発はいいことだとは思いますが、やり方を一度変えてみてはどうでしょうか。予算員会でも言いましたが、少ない予算で啓発活動をしていただいています、その啓発方法で本当に効果があるのか、本当にそれでいいのか。若者に成人式ほど効率よく啓発できるチャンスはないと思います。今の啓発方法が慣例的になっていないか、いま一度考えていただき、さらなる啓発活動をお願いし、次の質問に移らせていただきます。

2番目に、これからの斑鳩町を担う若い世代の参画について、斑鳩町では若者にどのような機会を提供しているのかをお伺いさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 本町では、奈良大学、畿央大学、奈良県立大学及び法隆寺国際高校と相互の人的及び知的資源の交流を図り連携していくため、官学連携協定を締結しております。

本協定に基づき、現在、観光分野では商店街の活性化に係るイベントの企画・立案や観光のPR等に学生が参画いただいておりますほか、文化財の分野では、史跡藤ノ木古墳石室特別公開において受付や解説補助などの運営面に携わっていただいております。また、健康対策分野におきましては、学生において健康管理についての展示物の作成なども行っていただいております、今後さらに連携を深めていくこととしております。

こうした取り組みを通じて若い世代がさまざまな町の事業や地域活動に参画をしていただくことにより、新たな視点で事業の実施を進めているところでございます。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 私が以前質問させていただきました4年前の答弁と比べますとですね、若い方の、若い世代の参画についての取り組みについてはですね、進んでいるようなんですけれども、限定した、斑鳩町の若者の参画についてはですね、その4年前の答弁と比べるとちょっと減ってしまっているのかなというふうに感じます。

以前私は、斑鳩町内に在住もしくは通学している中高生を対象とした、予算を持った学生議会を提案させていただきましたが、その後もですね、全国には若者により構成された若者議会がどんどんふえています。若者議会にはですね、どのような効果があると町のほうは認識しているのかお伺いをさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 全国的には、18歳から35歳の若者によって構成する模擬議会を実施されている自治体や、中には独自の事業予算を持った模擬議会を実施されている自治体もございます。若者議会が政策予算を持つことによって、本格的な議論が展開され、よりよい地域をつくろうとする政策の大切さや、その政策を実現するための調整の困難さを参加者が強く実感することができるという効果があるのではないかと思います。

一方で、実際に予算を執行して実施する事業について、実効性とか効率性をどのように担保し、そして検証していくのかということもございますので、実施に当たっては効果や課題につきまして議論を深めていく必要があると考えております。

○議長（中西和夫君） 2番、小林議員。

○2番（小林誠君） 少ない金額であってもですね、予算を持つことの効果は今ご答弁いただいたとおりだと思います。その予算執行に対する心配はですね、オブザーバーによる助言や調査権の行使ですね、民主主義的に、適切に行使されるものだというふうに考えています。

私は先ほど、若者の投票率の向上の必要性のほうでですね、若いうちから地域に関心に向け、生涯を通じて地域にかかわり続けてもらい、若い世代までを含めた多様な価値観を持つ目を選挙に向けることがよりよい斑鳩をつくることになると考えているからだと申しあげました。しかし、今の町の答弁ではですね、逆に若者に限らず、幅広い世代に町政への参加できるように協働のまちづくりを進めていくというふうにご答弁をいただきました。そのことについては今ちょっと心配をさせていただいております。今の現状が維持されるのではないかと。以前、斑鳩町のアンケートでですね、小学生の有効回収率44%、中学校では39%、高校生では33%。大学生のデータは残念ながらありませんけれども、町への関心は大学生も高くないでしょう。学生が年をとるにつれてですね、関心がだんだん薄れていく現状をですね、改善する、若者たちが継続して町政に参画できる、参加できる取り組みをする必要があると考えます。

どうか、子ども模擬議会が終わった後にもですね、継続して、若者が地域の課題を話

し合う場を、若者が主体的にまちづくりにかかわることのできる政策をですね、要望し、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、2番、小林議員の一般質問は終わりました。

続いて、8番、小野議員の一般質問をお受けいたします。

8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず、決算審査意見書について。その1として、地域経営の視点に立った財政基盤の確立を考慮すべきとの指摘に対する認識を問うとの質問ですが、監査委員さんは、税、保険料、使用料等の見直し、国や県の補助金や有利な起債の活用により財源の確保に努め、事業の効果を見きわめ、地域経営の視点に立った財政基盤の確立を、と述べておられます。

それでは、地域経営の視点とはどのように認識されているのかお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ご質問いただきました決算審査意見書のむすびの①斑鳩町の財政見通しについてにおける地域経営の視点に立った財政基盤の確立につきまして代表監査委員に確認をさせていただいたところ、今後増大していく財政需要や増額が見込めない町税等収入に備え、可能な限り財源確保に努めつつ、その歳入規模に見合った歳出を効率的かつ効果的に行うことが重要であり、斑鳩町という地域が自立して経営していくという視点に立って、単年度の収支だけにとらわれず、将来にわたって健全な財政運営に努めるべきであるとのご意見でありました。

町といたしましても、将来の負担となる町債の発行に伴う元利償還金、増加傾向にある社会保障費や公共施設の修繕、更新等経費は今後の財政運営を進める上で大きな負担となるものと認識しております。右肩上がりの経済成長があまり期待できない現状では、入るをはかりて出るを制す、つまり歳入の範囲内で歳出を決めることが重要であると考えております。

そうした中で、平成26年度当初予算におきましては、引き続き税収が伸び悩む厳しい中で、新たな施策を展開しつつ、かつ財政調整基金の取り崩しを衛生処理場焼却棟解体撤去など緊急、突発的な経費分に限定し予算編成を行いました。また、さらに、本定例会において、平成25年度の歳計余剰金を原資として普通交付税算定における基準財政需要額に算入されない町債を減額するなどの補正予算案を提出しているところでござ

います。

今後におきましては、景気回復の実感が小規模事業者や地域経済にはいまだ十分浸透しておらず、社会経済状況の行き先が非常に読みにくい状況であり、最近の国政の動向についても非常に危機感を感じているところでもあります。その方向によっては瞬く間に財政状況が悪化するという可能性も十分予測されます。これらのことから、さらなる行財政改革や税収の確保、国や県の制度や補助金の活用を進めた上でも難しい選択を迫られることもあるのではないかと大変危惧しているところでもあります。

当然ことながら、これまでの町単独の施策を含め、サービスの後退がないよう努めてまいり所存ではありますが、そうした事態となりますと、受益と負担の公平性確保の視点に基づく使用料、手数料等の改定、選択と集中の視点に基づく高齢者福祉や子育て支援を含めた全ての町単独事業の見直しなど、歳入をふやす、または歳出を抑えることを行わざるを得ない状況になるのではないかと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 入るをはかりて出るを制す、このことは確かに重要なことであると思いますが、答弁の中の増額が見込めない町税等収入や監査委員さんの意見書にも、町税等の収入は高齢化社会にあっては増額は見込めないとの見解もあります。そのことから、歳出を抑えることを行わざるを得ない状況になるのではないかと考えておられますが、常に町単独事業の見直しと町内事業者の活性化を図る企画が必要と考えております。また、昨日の一般質問の中でも、転出が転入を上回っている状況分析で、町単独事業の効果、見直しにも触れられております。

私は、子ども・子育て支援も必要とは思いますが、今、斑鳩町という地域が自立して経営していくには、企業誘致等を図り、雇用の増大による税収増加が見込める環境整備が最優先されるべきであり、そしてそのことが監査委員さんが指摘されている地域経営の視点に立った財政基盤の確立の1つであると推察いたしております。

ご存じのとおり、先ほど内閣改造が行われ、第2選挙区選出の高市早苗代議士は総務大臣に就任いたしました。重要課題である人口減少対策や地方の活性化にその手腕を十分発揮してくれるものと期待しております。また、安倍総理からも地方創成のための小規模基礎自治体支援、それから地方の行政改革や税財政の充実、法人実効税率の引き下げなどの税制改正、そしてライフステージに応じた地域雇用の場の創出などに取り組むよう指示があったと述べております。

この最後の、ライフステージに応じた地域雇用の場の創出について、現時点での副町

長の所見をお伺いたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） ライフステージに応じた地域雇用の、雇用の創出でございます。

ここに言われておりますのは、今後、少子高齢化になってきます。今後、高齢化率はどんどんふえてまいります。斑鳩町の場合でも今約27%、数年で32%、40%になってきます。こうしたときに、当然介護事業が発生してまいります。そしてこの介護事業が発生しないと、この方の要介護になられたときに介護サービスが受けられないと、そういったことから、当然、この介護サービスの事業者の支援をしていって、そこで当然雇用が発生します。今後、介護事業者は日本全国で100万人程度必要と、不足すると言われておりますので、これらについても当然町のほうで支援をしてまいりたいと。

また、一方、少子化でありますけども、保育所や幼稚園等々につきましても、当然これらを新設して、その中で保育士さんとかの雇用を生み出していくと、これがライフステージに応じた雇用だというぐあいに私のほうでも認識しておりますし、国のほうでもそういうぐあいに進んでいこうとされております。そのためにいろいろなメニューを出しておられます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 雇用促進という意味では、そういう考え方もあると思いますが、私はもう少し違った感じを持っております。そのことについても、これからいろいろと議論させていただきたい、そのように思っておりますのでよろしくお願いします。

それでは、次の質問ですが、遊休地2か所の公売は残念ながら不調に終わりましたが、現在の遊休地の保有数とその管理状況及びその利活用の方策をお示してください。

特に、決算審査意見書の11ページに書かれている、「現状では進入路が狭く土地利用がしにくいことから、いかるがパークウェイの整備に合わせての一体的な土地利用をすすめたいとしている」、これは町側ですがね、そのように意見書には書かれておりますので、それはどういうことなのかお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 遊休地の保有状況等についてでございますが、現在、町営住宅跡地や野外活動センター跡地などで10物件、面積にして9,299平方メートルを保有しており、公有財産の普通財産として管理しているところでございます。このうち、老朽化に伴い廃止した町営住宅跡地は、大手団地跡地が1,479平方メートル、五百井団地跡地が1,857平方メートルでございます。青少年野外活動センター跡地が2,

437平方メートル、旧土地開発公社の代替用地、興留5丁目地内が2物件、680平方メートル、阿波2丁目地内の392平方メートルの6物件、面積として6,845平方メートルは、現在、未利用の状態となっております。

こうした未利用地につきましては、さらなる公有財産管理の適正運用を図るため、取得に係る所期の目的に照らし、その利活用の方法を十分に検証する中で、不要と判断されるものにつきましては、平成25年度から順次一般競争入札による公売で処分を進めているところでございます。平成25年度におきましては、青少年野外活動センター跡地、阿波2丁目地内の代替用地の2物件につきまして処分を進めましたが、入札不調に終わりました。このため、今年度下半期において、これら2物件の再度入札と大手団地跡地につきまして、一般競争入札による公売に向け手続を進めてまいりたいと考えております。

なお、他の遊休地の利活用といたしましては、高塚町広場用地や旧軽便用地など3物件、面積にして1,003平方メートルにつきましては、地域の住民の交流のための多目的広場や災害時における一時避難所とするなどその活用を図るとともに、地域からの要望によってごみステーションが設置されるなど、地域においても公共的な活用が図られているところでございます。

また、興留団地跡地、面積が1,451平方メートルでございます。これにつきましては、県道大和高田斑鳩線に接し、いかるがパークウェイの結節点となることから、いかるがパークウェイ事業に合わせた一体的な土地利用が図られるものと考え、事業化までは災害時における一時避難地として活用してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 私は、進入路が狭く土地利用がしにくい遊休地は大手団地跡地と五百井団地跡地だと推察しておりました。

それでは、大手団地跡地及び五百井団地跡地について、これらの年間の維持管理費はどの程度かかっているのか。また、これらの跡地について都市計画における区域区分による制限などがあることは承知しておりますが、民間に宅地として売却できたと仮定した場合には、その土地に係る固定資産税は幾らぐらいになるのかお示してください。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 大手団地跡地及び五百井団地跡地の維持管理費等についてでございますが、初めに、年間の維持管理費につきましては、平成25年度の実績で申しあげますと、それぞれの跡地において年2回の草刈りを実施しており、これらの草刈業務

委託料として、大手団地跡地で9万9,372円、五百井団地跡地で12万4,740円、合わせまして22万4,112円の費用がかかっております。

次に、民間に宅地として売却できたと仮定した場合の土地に係る固定資産税についてであります。宅地の更地で試算いたしますと、大手団地跡地で年46万円程度、五百井団地跡地で年42万円程度となり、合わせまして年88万円程度となります。なお、五百井団地跡地につきましては市街化調整区域となっております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） いずれにしても、創意工夫して早急に処分できるようお願いして、次の質問、公有財産の管理について、その1として、学校用地等教育委員会が所管している公有財産の登記面を含めた管理状況を問うとの質問ですが、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩南中学校の登記面を含めた管理状況をお示してください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 教育委員会が所管いたします施設のうち、斑鳩小学校、斑鳩西小学校、斑鳩南中学校の土地の管理状況についてのお尋ねでございます。

まず、初めに斑鳩小学校につきましては、法隆寺南1丁目1403番ほか31筆の町所有地約1万8,783平方メートルと、借地でございます約330平方メートルの1筆で構成されておまして、合計面積は約1万9,113平方メートルとなっております。それ以外に敷地内に水路がございます。現況につきましては、公図、地番図及び現地の状況において整合がとれておる状態であります。また、管理範囲につきましてはフェンスあるいはコンクリートの構造物で区域を明示しております。

次に、斑鳩西小学校でございます。神南159番ほか7筆の町所有地で構成をされておりまして、合計面積は2万385平方メートルとなっております。それ以外に敷地内に里道がございます。現況につきましては、一部無番地の箇所が含まれますが、それ以外は公図、地番図及び現地の状況において整合がとれている状態であります。また、管理範囲につきましてはフェンスやコンクリートの構造物で区域を明示しております。

最後に斑鳩南中学校でございますが、敷地東側の南北の通路部分を含めて、地番で言いますと大字目安45番1ほか5筆の町所有地4万378平方メートルと52平方メートルの1筆の共有地で構成されておりまして、合計面積は4万430平方メートルとなっております。なお、それ以外に敷地内に里道がございます。現況につきましては、公図、地番図及び現地の状況において整合がとれております。また、管理範囲につきましてはフェンスやコンクリートの構造物で区域を明示をしております。

なお、それぞれの土地につきましては、教育委員会で保管する土地台帳において管理をしている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） それでは、斑鳩西小学校における無番地の位置とその対処についてどのように考えているのかお示してください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩西小学校の敷地において地番が付されていない箇所、実は2か所ございまして、その位置であります。まず、学校敷地の西北端、北側と西側にある町道の交差点付近の1か所、それと学校敷地の南西端での2か所ございまして、この地番が付されていない土地につきましては学校敷地の一部に含まれておりまして、より適正な土地の管理を行っていく上で、今後、財務局及び法務局と協議の上、学校敷地としての登記を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 次に、斑鳩西小学校及び斑鳩南中学校の敷地となっている里道について、それらの里道機能はその代替としてどのように整備されているのかお示してください。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、斑鳩西小学校に存置する里道でございますが、学校敷地の中央付近を南北に通っておる里道でございます。その代替といたしましては、学校敷地の北側及び東側に隣接する町道、町道458号線でございますけれども、この町道を整備しております。

また、斑鳩南中学校に存置する里道につきましては、学校敷地の南東端を南北に通っておる状況でございますけれども、その代替として学校敷地の東側に隣接する道路を整備しているということでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 次に、2番目として、住民生活部が所管している公有財産のうち、ふれあい交流センターいきいきの里、生き生きプラザ斑鳩、衛生処理場の登記面を含めた管理状況をお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 住民生活部が所管する主要な施設の土地の管理状況についてご説明させていただきます。

初めに、ふれあい交流センターいきいきの里についてでございますが、法隆寺北1丁目3179番2ほか40筆の町所有地で構成されており、合計面積は6,581平方メートルとなっております。

次に、生き生きプラザ斑鳩につきましては、小吉田1丁目284番1ほか16筆の町所有地1万354平方メートルと、小吉田1丁目286番3ほか2筆の借地500平方メートルで構成されておりました、合計面積は1万854平方メートルとなっております。

次に、衛生処理場につきましては、幸前2丁目196番1の1筆の町所有地で、面積は4,960平方メートルとなっております、このうち衛生処理場が3,886平方メートル、東老人憩の家が1,074平方メートルとなっております。

なお、それぞれの土地につきましては土地台帳において管理しておりました、これらの現況につきましては、公図、地番図において整合がとれているところでございます。また、管理範囲につきましてはフェンスやコンクリートの構造物等で区域を明示しております。

なお、衛生処理場と東老人憩の家の管理区分につきましては、同一の敷地内にあることから、土地台帳及び図面で区分して管理しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 衛生処理場用地については、その焼却棟を解体撤去した後に、東老人憩の家の管理等、適切に対処していただきたいことをお願いします。

また、生き生きプラザ斑鳩について、借地500平米は敷地のどの部分で、どのような状況になっているのか。さらに、借地となった経緯をお示してください。

○議長（中西和夫君） 植村住民生活部長。

○住民生活部長（植村俊彦君） 生き生きプラザ斑鳩の借地部分でございますが、生き生きプラザ斑鳩の敷地の北東で、ロータリーの北側でございます、芝を張ったところでございます。

当該地権者には、ほかの土地については買収にご協力をいただきました。ただ、この部分の土地については残しておきたいという強い意向があったため、買収を断念し、借地として借り受けることとしたところでございます。

なお、借地部分と町有地との境界につきましては明確に区分して利用しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） 次に、上下水道部が所管している公有財産のうち、三井浄水場、第 1 浄水場の登記面を含めた管理状況をお示してください。

○ 議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○ 上下水道部長（谷口裕司君） それでは、上下水道部が所管する主要な施設の土地の管理状況についてご説明をさせていただきます。

初めに、三井浄水場についてであります。大字三井 1 2 8 3 番 1 ほか 3 3 筆の町所有地で構成されており、合計面積は 1 万 5 2 3 平方メートルとなっております。

現況につきましては、公図、地番図及び現況において整合がとれております。また、管理範囲につきましては構造物を設置し、区域を明示しております。

なお、当該地の中には里道が存置しておりますが、この機能を代替するものとして、浄水場の整備にあわせて南側に道路を確保している状況でございます。

次に、第 1 浄水場につきましては、大字法隆寺 2 0 9 9 番 1 ほか 3 筆の町所有地で構成されており、合計面積は 6, 3 6 2 平方メートルとなっております。

現況につきましては、公図、地番図及び現況において整合がとれております。また、管理範囲につきましては構造物等を設置し、区域を明示しております。

なお、それぞれの土地につきましては、上水道課が保管する固定資産台帳において管理しているところでございます。

○ 議長（中西和夫君） 8 番、小野議員。

○ 8 番（小野隆雄君） 次に、国から移譲を受けて都市建設部が所管している法定外公共物及び法定公共物の登記面を含めた管理状況をお示してください。

○ 議長（中西和夫君） 藤川都市建設部長。

○ 都市建設部長（藤川岳志君） 都市建設部が所管しております法定外公共物につきましては、平成 1 2 年 4 月 1 日に施行されました地方分権一括法に基づき国から市町村へ譲与されることとなりました。斑鳩町におきましても、平成 1 7 年 3 月 3 1 日に譲与を受け、財産の管理を行っているところであります。これを機に、法定公共物につきましても道路法第 9 0 条第 2 項の規定により譲与を受けたところであります。

法定外公共物に係ります通常の機能管理につきましては、譲与がなされる前と同様に地元で管理を行っていただいている状況であります。しかしながら、市街地の中には市街化の進展に伴い地元で管理していただけない方がなくなった法定外公共物も出てきている状況でございまして、また、一般の通行が多い法定外公共物もありますことから、地元要望等により舗装等を行っているところであります。

また、法定公共物及び法定外公共物に含まれる国名義の有地番地につきましては427筆譲与を受けており、これまでは事業等において所在が明確になった土地は随時斑鳩町へ所有権移転登記の作業を行っており、現在、194筆、所有権移転登記が完了しております。残る233筆につきましては、今後、所有権移転登記の手続を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） この国有財産の移譲事業は以前にコンサルに発注され、平成16年度中に完了しています。そして、町として移譲手続きの成果品の検査を行い、経費を支払っていると思いますが、その時点で所有権移転登記を速やかに行っておくべきであって、所在が明確になった土地は随時斑鳩町へ所有権移転登記の作業を行ってきたという事実は、私は理解しがたい行為だと思っております。

このことに関して、副町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 今言われましたように、この法定公共物、そのときにもう、いわゆる国名義で、今聞きましたら残り233筆、これにつきましては当然そのときに一括やっておけばできたと思うんですけども、担当のほうもご答弁させていただきましたように、どこかで明示があって、明示と関係して、関係したところに何かそれができたときに所有権移転やっておくべきでございました。

残りにつきましては、当然もう早急に町のほうに所有権移転するように手続きを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 都市建設部長も、「残る233筆につきましては、今後、所有権移転登記の手続を進めてまいりたいと考えております」とご答弁されておりますが、できるだけ速やかに所有権移転登記を行い、名実ともに町有地と認識のもと、適切な管理をすることを提案いたします。

それでは最後に、総務部が所管している公有財産のうち、役場庁舎、いかるがホールの登記面を含めた管理状況をお示しください。また、財産管理の担当部署としての見解もお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 遊休地を除く、総務部が所管しております公有財産の登記面を含めた管理状況と財産管理の部署としての見解についてのご質問でございます。

初めに、総務部が所管する主要な施設の土地の管理状況についてご説明をさせていただきます。

初めに、役場庁舎についてでございます。法隆寺西3丁目1573番3の1筆の町所有地で、面積は5,333平方メートルとなっております。

現況につきましては、公図、地番図において整合がとれております。また、管理範囲につきましては境界プレートやピン、コンクリートの構造物等で区域を明示しております。

次に、文化振興センターいかるがホールにつきましては、興留10丁目1401番ほか17筆の町所有地で構成されており、合計面積は1万4,403平方メートルとなっております。

現況につきましては、公図、地番図及び現況の状況において整合がとれております。また、管理範囲につきましてはコンクリートの構造物等で区域を明示しております。

なお、それぞれの土地につきましては土地台帳において管理をしております。

続きまして、財産管理の部署における公有財産の管理に対する見解についてでございますが、土地や建物の公有財産の管理につきましては、土地台帳や建物、施設台帳で構成する財産台帳等により各所管課において適正に管理していくことがまず大前提であると考えておりますが、質問者もおっしゃいますように、登記面や公図、地番図と現地の状況が違ふといったことがないよう適切な公有財産の管理をしていくことが重要であると考えております。このためにも、必要な情報を網羅した統一的な固定資産台帳の整備について、全庁的な取り組みとして進めていく必要があると考えております。

○議長（中西和夫君） 8番、小野議員。

○8番（小野隆雄君） 今回の公有財産の管理についての質問に先立って、各施設ごとに公図と地番図を書面で提供していただきました。質問していく上で大変参考になり、作成していただいた担当職員の皆さまには感謝いたしております。

今、財産管理の担当部署としての見解もいただきましたが、役場庁舎を初め、施設の周辺道路との区分が公図上明確でない箇所も見受けられます。適切な公有財産の管理としては不備であり、是正する必要があることを申しあげ、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、8番、小野議員の一般質問は終わりました。

続いて、11番、飯高議員の一般質問をお受けいたします。

11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君）では、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

1番目の水害、土砂災害対策と検証についてであります。

毎年、自然災害が猛威をふるい、大きな災害が各地で頻繁に起こっており、事態の状況によっては多くの被害が増大する場合があります。突然のゲリラ豪雨により予想もつかない事態となり、発災後も住民の暮らしに大きな影響を及ぼしております。

先月の台風11号では、西日本の各地で大雨洪水警報が発表され、河川の増水により避難準備情報、また避難勧告が発令されました。当町においても、ご承知のように大和川を初め、富雄川、三代川の増水により、同様に避難準備情報と避難勧告が発令され、一方では、北側の山林地域では危険のおそれがあることから、土砂災害警戒情報により土砂災害警戒区域内ではその情報が発令され、また、広島の方では、20日未明において広島市の北部で夜中突然の土砂災害で住宅地の一帯に土砂が流出し、多くの被害が発生しております。

国においては、このような事態を受けて、避難勧告や土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンについての課題が浮き彫りになっております。当町においても、今般の災害の教訓を生かし、検証しながら地域の災害、土砂災害の対策を進める必要があることから質問をさせていただきます。

まず1点目の台風11号における水害の影響と避難状況であります。

8月9日の台風11号は、県内に入り継続的に雨が降り続き、河川の水位の上昇とともに避難準備情報、勧告が発令され、地域住民が避難されました。水害の影響と避難状況についてお伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 台風11号に伴います、まず、被害状況についてでございますが、人的被害や家屋被害はございませんでした。

次に、避難者数についてであります。大和川及び富雄川の水位上昇に伴い氾濫の危険性がありましたことから、大和川では目安、目安北地区などの住民に対し、また富雄川では高安、高安西、幸前地区などの住民に対し避難準備情報を発令いたしました。また、避難準備情報の発令後も富雄川の水位がさらに上昇し、氾濫の危険性がさらに高まりましたことから、高安、高安西、幸前地区に避難勧告を発令いたしました。また、本町に土砂災害警戒情報が発令されましたので、峨瀬、龍田ネオポリス、北庄地区などの土砂災害警戒区域内の住民に対し避難準備情報を発令をいたしました。

これらの避難勧告等に伴います避難状況についてでございますが、中央公民館など8

か所の避難所を開設いたしまして、避難者数につきましては、合計で65世帯、111名の方が避難されたという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、部長の報告によりますと、避難された方が65世帯、111名ということで、幸いにして土砂災害等で被害はなかったということで安心をしているわけでございます。しかしながら、今般の災害、もう局地的な災害によって、どのような時点で大きな災害が起きるかわからないということに対しましては不安が伴うわけですが、やはり今回のその避難準備情報ですか、通してですね、事前にこういった形で避難されたということは、本当に、今後これを機にですね、そういった情報があったときに早期にやっぱり自主的にもう判断していただいてね、やっぱりしていただくというのが大事かなと思います。

そこでですね、今回、町内、そのときに見回しますと、やはり一部道路の冠水とかですね、やはり一部では道路が避難経路になっているというところもあったように思います。そういった場合ですね、冠水した場合において、果たしてその家の人々が避難をどうするのかというちゅうちょがあると思うんです。困難な場合においては家にとどまるとかあるとは思いますが、そういった状況について、その避難のあり方についてお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 避難勧告等の対象とする避難行動につきましては、これまで避難所に移動することが一般的でございましたが、この平成26年4月に国が策定しておりますガイドライン案に示されておりますように、避難所となる道路が冠水している場合など屋外で移動することが危険な場合におきましては、ご自宅の建物の2階などの建物内の安全な場所での避難を呼びかけるということといたしております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 確かにですね、その避難の状況によっていろいろ違ってくるんですけど、そういった示されているということを前提にありますけども、やはり自主的な避難ということに対しましてやっぱり判断は個々にされると思います。一定のそういった避難のラインをですね、また今後とも言うていただきたいと思いますが。

それとですね、1点、やはり台風後において住民の方からいろいろこう聞きますと、実際に避難はしたけども、ペットですね、の同行避難についてどうなるんかということで、ちゅうちょされてなかなか避難もできなかったという声も聞いております。

いろいろこう調べてみますと、やはりこの災害時におけるペットの救護対策ガイドラインというのがあるんですけども、それを調べてみますと、これ、昨年に策定されております。自治体によっては、やはりそのペットのそういった避難における同行を奨励されているところもありますし、そうでないところもあります。

今回こういう声をいただきましたので、町としてはどういう対処を今後していくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 避難所にペットを連れて同行避難するということにつきましては、同じ居室の中で、鳴き声でありますとか、あるいは動物アレルギーなどの問題が懸念されることから、基本的には避難所の居室のスペースの中にペットの受け入れをするということは難しいと考えております。

したがって、可能であれば避難所の敷地の中にそのスペースを確保していくという対応といたしております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 可能であればということの答弁でしたけども、一般的にですね、やはりこのペットというのは、今、家族の一員としての意識が一般化されているわけですが、また、被災者の心をいやしてですね、また、避難生活が長期化になりますと、やっぱりこうペットともに、精神面でいろいろありますので、ペットがいてることによっていやされる面があったり、精神面で大きな効果があるということからガイドラインでもうたわれているわけですが、今後ですね、そういった避難の状況にもよりますけども、やはり。

ただ、人命が先でございます。これはもう当然でございます。とともに、やっぱり状況に応じては、例えばそのアレルギーの問題、また鳴き声というのがございますけども、避難者と一体にして1つの1室を同居するということはそら難しいと思います。可能であれば、別室でそういったペット同行者のもとで、そこで避難される1室を設けてですね、するというのが必要かなとは思いますが。これについては、今、部長から答弁いただきましたように、可能であれば避難所の敷地内にスペースを確保するという事で言われていますので、今後検討していただきたいと思っております。

それとですね、次に、2点目の土砂災害区域内の避難状況について、今回、山林部では継続的な雨によって土砂災害に対する危険のおそれがあることから避難情報が発令されました。避難の状況についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 土砂災害警戒区域内の住民の方に対します避難準備情報におけます避難所として中央公民館及び西公民館を指定をしておりました。これらの避難所における避難者数につきましては、中央公民館が8人、西公民館が1人の方が避難されたという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 9人の方が避難されたということで、発令の判断の局面が難しいかなと思います。やっぱり過去のこういった土砂災害を見てみますと、昨年10月ですね、伊豆大島で記録的な豪雨が多発して、住宅が埋もれて避難勧告がされていなかったという。それはなぜされていなかったかということ、やはりあまりにも豪雨であって、夜間でもあったから、外へ出ると逆に大きな被害が出るという判断で、それが裏目に出てそういう形になったと。本当にこの災害というのは、山林については特に見えない部分があります。確かにそうです。判断するのは難しいんですけども、先ほども申しましたように、やはりその判断の基準をどのように持っていくか。また、そういう状況が予測されるというか、難しい判断ですけども、そのときにですね、やはり地域の方が、例えば山林、河川であればその付近の方が、そういった災害、台風が来る、豪雨がある、そういった場合の環境、土地をよくご存じなんで、そういった方にまずは事前にですね、情報を提供してもらうということが大事になってくるかなと思います。

そういった意味でですね、今回、私の提案ですけども、地域ですね、やっぱり災害モニター、これ住民の方からその状況を判断してもらって情報を役場に伝達していただく。ほかの方からの連絡もよろしいですけども、やはり特にそういった地域の方は地域の災害について敏感になっておられる方もおられますし、そういった将来においてやっぱり災害モニター制度というのが、今、佐用町でもこの2011年ですかね、採用されて効果を及ぼしているわけですけども、この災害モニター制度について町の見解を伺います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ただいまご提案いただきましたこの災害モニター制度につきましては、災害発生時の被害状況等を早期に把握するため、日常生活を通じて見聞きした災害に関する情報等を住民の方々から提供・通報してもらう制度でございます。

ただいま質問者もおっしゃいましたように、地域の状況は居住されている地域の方がよくご存じであり、大規模な災害が発生すれば、町職員の人員にも限界がありますこと

から、このような災害モニター制度も含め、自治会や自主防災組織の方々からさまざまな情報提供をしていただくなど、幅広く情報収集ができるシステムづくりについて、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） この関係等についてはですね、平成12年7月ですか、高安西で溢水が起こった。もうそれから高安西団地の方々が、やっぱりこういうのは敏感でございまして、必ず堤防に立たれてですね、今、雨量計も県がつけていただきましたけども、やっぱりそういう連絡は密にされますし、この8月の時点も、高安西あたりから、あるいは幸前からその避難する場所、その場所がですね、グランドホテルがやっぱり一番安全やということもおっしゃっていますし、グランドホテルが貸してくれるか貸してくれないかわかりませんが、やっぱりそういうことも真剣に考えておられる。やっぱりそういうことになっていかなかったら、私はやっぱりそういう経験がありますからですね、平成12年の8月ですか、富雄川のところで高安西団地が溢水した。そうしたら出てくるのは、溢水してからゴムボートがやってきてですね、それやったけども、それまでに避難せないかやないかと。もう溢水する段階というのか、もうそういうところを見定めて、我々地域の者がと。その関係についても、町職員は必ず現場へいち早く行きますけども、そして住民と相互に連絡をとってですね、やっていく。

私は、やっぱり富雄川、あるいは大和川、これはもういずれやっぱり大きなそういう水害が起こる可能性はもう十分ありますから、その辺について、やっぱり早くそういう真剣に考えていかなかったら、やっぱりこの斑鳩町にとっては一番、水が全てこの大和川の樋門のところへ来るわけですから、もう樋門が閉められたら内水排除ですから、もうずぶっとこれ、水がとまってきますから、もう目安、あるいはもう法隆寺第三団地、あるいは稲葉、あるいはそういう周辺は必ず水害が起こってまいりますから。そういうことも考えますと、我々にとってはやっぱりこの樋門の関係等についても、あるいは大和川がそういう問題についてですね、今、最近特に大和川工事事務所がおっしゃっているのは、あの曾我川、あるいは田原本、あるいは天理、あるいは桜井あたりが集中的に雨が降ったら板東、あの辺からの水がもうあふれてきてですね、もう今、昔と違った経緯があるということで、今、大和川工事事務所も真剣に考えてですね、今、特に目安方面、あるいは岡崎のところでそういう水をためるところを今やっていこうということでやっておられますけども、これについても、やっぱり我々としても真剣に考えていかなかったらと思っております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今、町長のほうから、特に富雄川付近の高安の地域においては日ごろから監視をしていただいているということで、私もよくそういった中において、橋の下の水位を見ながらですね、やっておられる住民がいてるんです。確かにもう大事なことなんです。それがですね、各地域においてそういった監視の、いわゆるこのモニター役をしていただく人がいてればですね、まずはそこから発信できて、未然にその災害を防ぐことができるのかなと。同時に、やっぱり地域においてその災害モニターがいてるということに対して周知をしていくことによって、日ごろからですね、防災の面を見たり、またそのことがやっていたいただいているところからですね、徐々にやっぱりそういった防災に対する意識を広げていくということも1つの大きな効果になるんじゃないかなということで提案させていただきました。災害のことなんでやっぱり早期に検討していただいね、やっぱり進めていただくよう、要望しておきます。

次に、3点目ですね。土砂災害警戒区域の指定について。広島での土砂災害の発生を受けて国の土砂災害防止法の改正を検討されていますが、今後、町の土砂災害警戒区域の指定についてどのように考えておられるのか伺います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備等を推進することを目的として、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、これは土砂災害防止法と言われておりますけれども、この法律に基づき、土砂災害の発生のおそれのある区域を土砂災害警戒区域に、また、建築物に損害が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に都道府県が指定することとなっております。

本町におきましては、平成21年度までに、調査の結果、土砂災害警戒区域への指定が必要となっている全ての箇所につきまして指定が完了している状況でございます。ただ、全国的に見ますと、広島市のように、土砂災害警戒区域に指定する必要のある区域のうち、今日までに指定されたのは全体の3分の1にとどまり、今回被災した箇所の一部も土砂災害警戒区域に指定されていなかった状況でございます。

こうした状況を受け、国におきましては土砂災害防止法の改正を進めていくという報道もなされておりますので、こうした状況につきましても注視し、今後、改正内容を踏まえ、県とも連携を図りながら必要な対応をとってまいりたいと考えております。

近年、記録的な豪雨が全国各地で頻発しており、いっどこで災害が発生しても不思議でない状況でございますことから、町といたしましては平時から防災体制を整えるとともに、広報や地域における防災訓練等を通じて、住民一人ひとりが自身や家族の身を守る行動をとっていただけるよう周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 今回、広島市での土砂災害によって国の動きがこういう形になったということでもありますけども、当然、今回のそれについての国の動きの中で、いろいろと災害に対しての対策が強化されるわけですけども、それを受けてですね、今後町の防災計画、またそれに関係することなんかはまた決められるわけですけども、しかしながら、それはあくまでも机上のものであって、それはそれに基づいて行動を起こしていくわけですけども、やっぱり数々の毎年起きるその災害に対しての盲点といいますか、それで大きな被害がもたらされているわけですけども、それはどこにあるのか。また、今回の課題、いろいろ他方で起こっている災害に対しての課題はどうなのかということをやっぴり当町に当てはめてですね、進めていくということが大事であると。常に災害は毎年こういうふうに来てくる中において、やっぱり地域の方々、また、町にあっては、当然そうですけども、警戒心を常に持ちながらそういった意識を高めていくということが必要かなと思います。

今後、この改正法に伴いまして防災計画の見直しと、また、ハザードマップを見直しされるということで聞いております。また、避難経路とか避難所とか、もういろいろな面でもやっぱりそういった今回の災害に対してどうあるべきかというあり方についてね、やっぱり今回見直していく必要があると思いますので、町にとっては大変といろいろな作業がたくさんあったり、またこういった災害に対しての出動等についてのことがありますけども、町民を守るための防災計画であっていただきたい、また、防災対策の強化を進めていただくよう要望いたしまして、次の質問とさせていただきます。

次に、2番目の空き家の実態と対策計画の策定について。

高齢化や人口減少を背景に全国で空き家がふえ続け、問題になっています。まさに空き家対策は喫緊の課題であり、待ったなしの状況とも言えます。

最近、総務省から発表した2013年の住宅土地統計調査によると、全国の空き家数は820万戸、住宅総数の占める割合の13.5%で過去最高となっております。空き家は景観上の問題だけではなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、放火の要因になるほか、災害時に倒壊して避難や消防の妨げになるおそれがあります。

このような中、全国の自治体では、この問題解決のため、空き家に対して指導、勧告、命令、行政代執行などを行うため独自の対策条例を施行して実績を上げております。しかし、空き家対策を進める中で、自治体だけでは限界があるように聞いています。そのためには国の後押しが必要と考えます。

いずれにいたしましても、このような状況を考えますと、一刻も早く対策計画を進めていくことが自治体に求められていることから質問をさせていただきます。

1点目の空き家の実態について。以前にもこのことについて、町内の空き家の実態について質問したわけですが、現在どのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 町内での空き家の実態把握につきましては、平成25年1月に町内にある空き家の実態調査を実施し、また、調査実施後において、実態調査で把握されなかった建物や草木の管理が不十分な状態であるとの連絡のあった空き家についても現地確認を行っているところでございます。

また、実態調査や現地確認を行った空き家の状況につきましては、建物の老朽化が進み瓦や土塀が道路に落下しているものや、建物にクラックがあり危険な状態になっているものや、敷地内の草木が伸びて隣接の家まで影響があるもの等がございます。これらの空き家は、台風等の災害により建物の倒壊や、建築物の飛散等によって人の生命、身体、財産に被害を及ぼし、不特定の者の侵入により犯罪や火災が誘発されるおそれがあり、また、草木等の繁茂により周囲の生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがありますことから、町といたしましては空き家の所有者に対し適正管理をお願いする文書を送付しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） やはり依然として空き家の老朽化が進んでおって、また、近隣への環境が悪化する状況となっております。

私も、近隣、ほか見ますと、やはりだんだん老朽化した現象の中で倒壊するおそれがあるなどかという感じがします。それだけ空き家の対策というか、やっぱり適正管理が、お願いしても進んでいない状況が広まっているのかなとは思っています。

このような中ですね、やはり国においても状況を把握しながら、一体これから将来においてどのように自治体に支援していくのかということが進められていると思うんです。

それで2点目なんですけども、こういう空き家対策に対する国の動きはどのようにな

っているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 空き家対策における国の動きについてでございますが、先ほど議員からも紹介いただきましたけれども、総務省の住宅土地統計調査で、平成25年時点で全国の空き家が820万戸に上り、総住宅戸数に占める割合が13.5%で過去最高となり、奈良県におきましても13.8%で全国平均を上回っているという状況でございます。

このように全国的にも空き家に対する問題が発生していることから、国として空き家対策に関する立法化を行っていくということの報道もなされておりました、町といたしましても、この国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） そういう流れになっていくのかなと思います。

この空き家を撤去する際にですね、なかなか進まないというのが何点かございます、その原因として。1つは、やはり所有者の把握の難しさが1点。また、2点目はやっぱり撤去の費用の負担という問題もございます。3つ目は、やはり自治体の責任だけでは、行政執行などを行った場合における訴訟などがあったり、そのリスクが言われているわけですが、これに対してですね、今回、この国の動きの中において、自治体において支援をしていくよう言われているわけですが、それにしてもですね、一刻も早くこういった対策を進めていく必要があることから、今後ですね、3点目の空き家対策の進め方と対策計画についてお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） 今後の空き家対策についてでございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、これまでも自治会等から管理不全な状態にある空き家に関する相談がございましたら、現地確認を行った上で、町から空き家の所有者や管理者に対し適正管理を促すため文書を送付いたしております。しかしながら、再三文書を送付しても、空き家の所有者が遠方におられ管理意思がない場合、あるいは連絡がとれない場合というのがございますので、管理不全の状態が改善されないといった事案もございます。

このため、全国的には、空き家の適正管理に関する条例を制定し、管理不全の状態にある空き家の所有者に対して指導や命令などの実効性を確保するための措置規程を定め実施している自治体もございます。

今後、少子高齢化や核家族化の進展により空き家の増加が見込まれる中、本町といたしましても、空き家問題の発生を抑止するため、空き家対策法案等の国の動向を注視しながら、総合的な空き家に対する施策の実施に向け、空き家対策に関する条例案及び空き家に対する支援方策の検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 自治体では工面されながら進めている中ですね、なかなか進まない。国において、先ほど申しましたように、その支援がなされていくということになるわけですが、また一方では、やはり災害に対しての面を見た場合に、もう倒壊するおそれがあるという状況もありますので、そういう観点からも見ていくと、やっぱり調査が必要になってくるなど、調査もしていただいているんですけども。そういった災害面でも見ていただいて、これがやっぱり早急にまた処置できるような、国からの支援がありますけども、またいろいろとそれに対しての方策が考えられていくとは思いますが、今後そういった面に着目していただいでですね、空き家対策の促進に取り組んでいただくよう要望しておきます。

最後の、3番目の公共施設等総合計画管理についてなんですけども、全国の地方自治体では、過去に建設された公共施設等、これら大量に更新時期を迎える中、地方財政は依然として厳しい状況にあり、さらに人口減少社会により今後の公共施設等の利用需要の変化が予測されるため、自治体施設全体の最適化を図る必要があります。そこで、各自治体では、公共施設等全体の現況等を把握、整理して分析を行い、地方公共団体として今後どのように管理していくのかを方針として示す必要があります。

総合管理計画では、学校や道路といった施設類型の特性を踏まえて、施設類型ごとに管理についても基本的な方針を示すことが、今、求められております。そこで、地方自治体においては、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するため、公共施設等総合計画の策定が必要なことから質問をさせていただきます。

まず1点目の、公共施設等の現状と把握分析について、現在どのように進められているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ただいまご質問の公共施設の現状につきましては、これまでそれぞれの管理担当課において必要に応じて台帳等を整備し、維持管理や修繕などに努め

てきたところでございます。また、社会的背景や国の要請等によりまして、一部公共施設については耐震化や長寿命化にも取り組んでまいりました。ただ、施設類型ごとの管理となっており、道路や橋梁等のインフラ施設も含めた公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないために、その全体的な課題の把握、分析の重要性は十分認識しているものの、それまで至っていないのが現状でございます。

今後、公共施設等の老朽化の状況や利用状況、総人口や年代別人口の見通し、維持管理、更新等に係る中長期的な経費やその財源などについて、現状や課題を客観的に、かつ的確に把握、分析していくためにも、まず点検や修繕の履歴などの必要な情報を網羅した固定資産台帳を全庁的に統一して整備していく必要があると考えております。

このような課題はどの町においても同様に抱えておられることから、現在、近隣町で連携し開催された担当職員研修会に参加しているところであり、今後においても近隣町と協力しながらその取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） 部長も言われましたように、そのとおりのことだと思います。全国的にもこういった将来的な自治体へのあり方、公共施設等を含めてですね、進めていく動きがあります。その段階として、公共施設のマネジメントといいますか、1つの段階を進める自治体もでございます。

誰でも将来において建設したものが、何十年の後において老朽化し、それを新設するのか、また、それをやめてするのかという判断があったり、また、将来において、今、人口減少社会と言われる中において、それを将来において、その時点においてどういふふうにはほかの施設と関連していくのかということも十分やっぱり考える必要がございます。こういった将来の、我が町がどうなるのかという先においてですね、今、考えていかなければならないのがやはり公共施設の総合的な管理計画であると思います。

当町においては、この取り組みについてですね、どのように考えられているのか、2番の質問ですけども、お伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾総務部長。

○総務部長（乾善亮君） ご質問の公共施設等総合管理計画につきましては、本年4月に国からその策定を要請されたものでございまして、公共施設等の老朽化対策、維持管理経費の増大、人口減少社会における利用需要の変化などの課題に対するため、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより公共施設等の最適な配置の実現を目的とするものでございます。

国は速やかな計画策定を求めておりまして、その策定経費については、平成28年度までの3年間、特別交付税により2分の1が措置されることとなっております。

この公共施設等総合管理計画につきましては、これからの公共施設等の管理を考える上で必要不可欠なものと思われませんが、早期の策定は、当町では課題が多く難しいと考えております。それらの課題の例を挙げますと、公共施設等の管理に関する情報が管理担当課内だけにとどまっており全庁的に情報共有されておらず、また、ほとんどの施設において点検、修繕、更新の履歴などの必要な情報が整理されていないということがございます。

このため、まずは、先ほどの答弁で申しあげましたように、全庁的な取り組みにおける固定資産台帳の整備が必要であると考えており、また、公共施設等総合管理計画の策定につきましては、公共施設等の更新や長寿命化だけでなく統廃合の視点も必要でありますことから、住民の皆さまの意向を十分に踏まえ、議会にもご相談申しあげながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、飯高議員。

○11番（飯高昭二君） この管理計画を策定することによってですね、まずは施設の老朽化の度合い、また、維持管理費用が予測できるわけですが、それによってですね、施設の修繕、改修、処分、統廃合の計画が立案できて、また、予防保全による施設の長寿命化を図って、将来的な負担の軽減などいろいろな課題がありますけども、重要な計画であると思います。

今後ですね、やはりまずは、今、部長言われましたように、計画の基盤である固定資産台帳を全庁に整備していくということがまず初めかなと思います。それが始まって次のステップに進めていただくようお願いしておきまして、私の一般質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、飯高議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

8日、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（ 午前10時37分 散会 ）